

【表紙】

【発行登録番号】 8 - 関東 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 4月22日

【会社名】 株式会社プレミアムウォーターホールディングス

【英訳名】 Premium Water Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 金本 彰彦

【本店の所在の場所】 山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。)

【電話番号】 (03) 6694 - 7670

【事務連絡者氏名】 取締役経営統括本部長 清水 利昭

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

【電話番号】 (03) 6694 - 7670

【事務連絡者氏名】 取締役経営統括本部長 清水 利昭

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2026年4月30日)から2年を経過する日(2028年4月29日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 30,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

設備資金、投融資資金、社債の償還資金、借入金・リース債務の返済資金及び運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日関東財務局長に提出

事業年度 第20期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第21期(自 2026年4月1日 至 2027年3月31日) 2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度 第20期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月10日関東財務局長に提出

事業年度 第21期中(自 2026年4月1日 至 2026年9月30日) 2026年11月16日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第22期中(自 2027年4月1日 至 2027年9月30日) 2027年11月15日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2026年4月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月26日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2026年4月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年1月26日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2025年7月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(訂正報告書により訂正された内容を含む。)及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日(2026年4月22日)までの間において変更その他の事由が生じておりません。以下の「事業等のリスク」は、当該変更その他の事由が生じた項目のみを記載したものであり、変更箇所は__ 〆で示しています。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載の事項を除き、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 水源に関するリスク(自社水源)

(中略)

当社グループの製品であるナチュラルミネラルウォーターの品質につきましては、飲用水における水質の評価基準の一例として、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の含有量(水道水の上限で10mg/)について、当社グループ富士吉田工場においては0.08mg/と極めて良質な状態を維持しており、また、保健所の指示や自主的な判断に基づいた定期的な水質検査を実施し、水質の維持管理にも努めております。

営業許可については、自社工場である富士吉田工場及び朝来工場、岐阜北方工場での生産活動において必要不可欠であり、現時点では許可の取消や営業停止事由(食品衛生法第55条・第56条)に該当するような事実は存在しておりません。しかしながら、3工場が同法第55条に定める禁止条件や規定に違反しているとみなされた場合、同法第56条に定める基準に違反しているとみなされた場合、食品衛生管理者が不在となった場合、天災・人災等の影響によりその水質が食品衛生法に適合しないほど大幅に変化した場合には営業許可の取消しや一定期間の営業停止処分を受けることがあり、その場合には当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、営業許可の概要は次のとおりであります。

許認可等の取得者名	取得年月・許認可等の名称及び所管官庁等	許認可等の内容及び有効期限
プレミアムウォーター プロダクツ株式会社 (富士吉田工場)	2025年11月 営業許可 厚生労働省・消費者庁	富士吉田工場の営業許可 山梨県指令 富東福 第7296号 有効期間 2025年12月1日から 2031年11月30日まで
プレミアムウォーター プロダクツ株式会社 (朝来工場)	2024年11月 営業許可 厚生労働省・消費者庁	朝来工場の営業許可 兵庫県指令 但馬(朝健)第119-2号 有効期限 2024年11月26日から 2031年11月30日まで
プレミアムウォーター プロダクツ株式会社 (岐阜北方工場)	2022年2月 営業許可 厚生労働省・消費者庁	岐阜北方工場の営業許可 岐阜県指令 岐保本第1号-90 有効期限 2022年2月7日から 2027年5月31日まで

(後略)

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社プレミアムウォーターホールディングス 東京本社

(東京都港区虎ノ門四丁目3番13号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。